

平成18年10月27日

各 位

会社名 株式会社紀陽ホールディングス
代表者 取締役社長 片山 博 臣
コード番号 8415 東証・大証1部
本店所在地 和歌山市本町一丁目35番地
問合わせ先 グループ企画部長 米坂 享
(TEL 073-426-7133)

金融機能強化法に基づく優先株式の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年9月15日に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）に基づく株式の引受けの決定をいただいておりますが、本日開催の当社取締役会において、株式会社整理回収機構を割当先とする公的資金による優先株式の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

当社および株式会社紀陽銀行は、金融機能強化法に基づく公的資金の申請にあたり策定した「経営強化計画」に基づき、お客様に対しより高度できめ細やかな金融サービスや商品をご提供することで、お客様の利便性の向上を図るとともに、地域の中小企業や個人のお客様への円滑な資金供給を行い、地域金融機関としての責務を果たし、地域経済の発展に寄与してまいります。

記

1. 新株式発行要項

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 募集株式の種類 | 株式会社紀陽ホールディングス第4回第一種優先株式
(以下「本優先株式」という。) |
| (2) 募集株式の数 | 45,000,000株 |
| (3) 払込金額 | 1株につき700円 総額 31,500,000,000円 |
| (4) 増加する資本金の額 | 1株につき350円 総額 15,750,000,000円 |
| (5) 増加する資本準備金の額 | 1株につき350円 総額 15,750,000,000円 |
| (6) 発行方法 | 第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に本優先株式の全株式を割り当てる。 |
| (7) 申込期日 | 平成18年11月13日(月曜日) |
| (8) 払込期日 | 平成18年11月13日(月曜日) |
| (9) 優先配当金 | |

本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対しては、次に定める額の期末配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記 の中間配当金(以下「優先中間配当金」という。)を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

優先配当金

当会社が定款第49条に定める期末配当金を支払うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)に、当該期末配当金の基準日の属する事業年度における以下に定める配当率を

乗じて算出した額(ただし、平成 19 年 3 月 31 日を基準日とする優先配当金については、この額に、払込期日より平成 19 年 3 月 31 日までの実日数である 139 を分子とし 365 を分母とする分数を乗じることにより算出した額)(円単位未満小数点第 1 位まで算出し、その小数点第 1 位を四捨五入する。本要項において「本優先配当金」という。)を支払う。

配当年率は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

配当年率 = 日本円 TIBOR(12 ヶ月物) + 1.150%

配当年率は、%単位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。ただし、上限は 7.500%とする。

配当年率の見直し日は、平成 19 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日とする。

「日本円 TIBOR(12 ヶ月物)」とは、払込期日以降平成 19 年 3 月 31 日までの事業年度においては払込期日の午前 11 時または午前 11 時に可及的に近い時点における日本円 TIBOR(12 ヶ月物)(Telerate17097 ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成 19 年 4 月 1 日以降の各事業年度においては、各事業年度に含まれる配当年率の見直し日(配当年率の見直し日が営業日でない場合は前営業日)の午前 11 時または午前 11 時に可及的に近い時点における日本円 TIBOR(12 ヶ月物)(Telerate17097 ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、「日本円 TIBOR(12 ヶ月物)」は、東京インターバンク市場における 12 ヶ月物の円資金貸借取引のオフアードレートとして合理的に決定する利率(年率で表される。)を指すものとする。

非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、本優先配当金を超えて配当を行わない。

優先中間配当金

当社が定款第 50 条に定める中間配当を行うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度の直前事業年度に基準日の属する本優先配当金の額の 2 分の 1 に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

(10) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 700 円を支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(11) 議決権

本優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。ただし、本優先株主は、定時株主総会に本優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、本優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(12) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、本優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。本優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(13) 普通株式を対価とする取得の請求

本優先株主は、当社が本優先株式を取得するのと引換に、当社の普通株式を交付することを請求(以下「取得請求」という。)することができるものとし、その内容については次のとおりである。

取得を請求し得べき期間

平成 23 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までとする。

当初取得価額

当初取得価額は、平成 23 年 10 月 1 日の時価とする。「時価」とは、平成 23 年 10 月 1 日(同日を含まない。)の直近の 3 取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、以下「当初時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「当初取得価額」という。)とする。なお、当初時価算定期間内に、下記 で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当初取得価額は、下記 に準じて調整される。

取得価額の修正

平成 23 年 10 月 2 日から平成 28 年 9 月 1 日までの毎月 1 日(以下「修正日」という。)に、取得価額は、各修正日(同日を含まない。)の直近の 3 取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、以下「修正時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「修正日価額」という。)に修正される。なお、修正時価算定期間内に、下記 で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後の取得価額は、下記 に準じて調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の取得価額が当初取得価額の 50%(以下「下限取得価額」という。ただし、下記 による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の取得価額は下限取得価額とする。

取得価額の調整

(ア) 取得価額(上記 の下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される(以下当該調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)

$$\text{調整後} \\ \text{転換価額} = \text{調整前} \\ \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行} \\ \text{普通} \\ \text{株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \cdot}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(a) 取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(本発行要項において、「新株予約権」には、新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (b) 株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合(無償割当てに関しては、当会社の有する普通株式を処分する場合を含む。以下同じ。)

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、または基準日を定めずに無償割当てをする場合はその効力発生日以降、これを適用する。

- (c) 当該証券(権利)を当会社が取得するのと引換に、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)(新株予約権を含む。以下同じ。)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合

調整後取得価額は、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合はその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の終わりに、発行(無償割当てを含む。)または交付される証券(権利)の全てが当初の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権の全てが当初の条件で行使されたものとみなして(ただし、取得価額および行使価額が複数存在する場合には、もっとも低い価額で当会社普通株式の交付を受けられる条件によって、取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権が行使されたものとみなして)、取得価額調整式を準用して算出するものとし、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合にはその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、その取得価額または行使価額が上記の各時点では確定していない場合は、調整後取得価額は、当該価額の確定時点において、発行(無償割当てを含む。)または交付された証券(権利)のうち残存する全てが当該確定時点の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または残存する新株予約権の全てが当該確定時点の条件で行使されたものとみなして、取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額の確定時点の翌日以降、これを適用する。

- (イ) 上記(ア)(a)(b)(c)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転、または普通株式の併合、その他会社の発行済普通株式総数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生等により取得価額の調整を必要とする場合には、その後の取得価額は、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- (ウ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (エ) 取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式

数（当該日における当会社が有する当会社普通株式数を除く。）に、当該取得価額の調整前に、上記（ア）(イ)に基づくみなしの結果、新規発行・処分普通株式数とみなされた当会社普通株式のうち未だ交付されていない当会社普通株式数を加えたものとする。また、上記（ア）(b)の場合には、取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」には、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数含まないものとする。

- (カ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額・処分価額」とは、
- (a) 上記（ア）(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額）、
 - (b) 上記（ア）(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
 - (c) 上記（ア）(c)の、当該証券（権利）を当会社が取得すると引換えに、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券（権利）、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行（無償割当てを含む。）または交付する場合は、それぞれ、当初の取得価額または新株予約権の行使価額（取得価額および行使価額が複数存在する場合には、そのうちでもっとも低い価額）（その取得価額または行使価額が発行の時点では確定していない場合は、当該価額が確定した時点における当該価額）をそれぞれいうものとする。
- (キ) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額を調整前取得価額から差引いた額が±1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただしその後、次の取得価額の修正日が到来する前に取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額から上記差額を差引いた額を使用する。

取得請求により交付すべき普通株式数

本優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得請求に際して提出した本優先株式数} \times 700\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

および同取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

および三菱UFJ信託銀行株式会社全国本支店

取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類および本優先株式の株券が上記に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(14) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、平成 28 年 9 月 30 日までに取得請求のなかった本優先株式の全てを、平成 28 年 10 月 1 日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換に、各本優先株主に対して、本優先株式 1 株につき、その払込金相当額(700 円)を、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。なお、上記 45 取引日の間に、上記(13) で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、一斉取得価額は、本要項に従い当社取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、当該下限取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。上記の普通株式の数の算出に当たって 1 株未満の端数が生じたときは、会社法第 234 条に定める方法によりこれを取扱う。

(15) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当社の他の第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

(1)現在の発行済株式総数	684,886,642 株
(2)増資による増加株式数	45,000,000 株
(3)増資後発行済株式総数	729,886,642 株
うち、普通株式	627,090,642 株
第一種優先株式	266,000 株
第 2 回第一種優先株式	22,500,000 株
第 3 回第一種優先株式	5,200,000 株
第 4 回第一種優先株式	45,000,000 株
第二種優先株式	5,830,000 株
第三種優先株式	24,000,000 株

（注）当社は、普通株式を対価とする取得請求権付優先株式を発行しているため、現在の発行済株式総数は平成 18 年 10 月 20 日現在の数字を記載しており、増資後発行済株式総数は平成 18 年 10 月 20 日現在の発行済株式総数に増資による増加株式数を加えた株数を記載しております。

3. 資金の使途等

(1) 今回の調達資金の使途

子銀行である株式会社紀陽銀行に対する出資金に充当する予定であります。

なお、本日、株式会社紀陽銀行においても当社を割当先とする優先株式（払込総額 315 億円）の発行決議を行っております。

(2) 業績に与える影響

本件による今期の業績予想に与える影響はございません。

4. 株主への利益配分等

(1) 配当政策

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、グループ各社の健全経営を確保するため、適正な内部留保の充実など財務体質の強化をはかりつつ、安定した配当を継続的に実施することを基本方針といたします。

(2) 過去3決算期間の配当状況等

当社は平成18年2月1日に株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行との共同株式移転により設立されたため、平成18年3月期につきましては、株式移転日前日の両行の株主に対し、配当に代わり以下のとおり「株式移転交付金」をお支払いしております。

紀陽銀行の旧普通株式	1株につき	2円50銭
紀陽銀行の旧第1回優先株式	1株につき	14円00銭
和歌山銀行の旧普通株式	1株につき	50銭
和歌山銀行の旧第1回優先株式	1株につき	10円00銭
和歌山銀行の旧第2回優先株式	1株につき	6円70銭

なお、両行の過去3決算期間の配当状況等については以下のとおりです。

株式会社紀陽銀行の配当状況等

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	22.59円	11.84円	10.62円
1株当たり年間配当金	普通株式 2.50円 第一回優先株式 14.00円	普通株式 2.50円 第一回優先株式 14.00円	普通株式 14.00円 第二回優先株式 円
実績配当性向	11.1%	21.1%	131.8%
株主資本当期純利益率	24.8%	9.7%	7.4%
株主資本配当率	2.2%	1.9%	9.6%

株式会社和歌山銀行の配当状況等

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	11.10円	10.25円	198.98円
1株当たり年間配当金	普通株式 0.50円 第一回優先株式 10.00円 第二回優先株式 6.70円	普通株式 0.50円 第一回優先株式 10.00円 第二回優先株式 6.70円	普通株式 円 第一回優先株式 円 第二回優先株式 円
実績配当性向	4.50%	4.87%	
株主資本当期純利益率	6.2%	5.6%	93.2%
株主資本配当率	12.0%	5.1%	

(注) 1. 株式会社紀陽銀行における平成18年3月期の配当については当社に対する配当です。

2. 上記指標の算式は以下のとおりです。

$$\text{配当性向} = \frac{\text{1株当たり配当額}}{\text{1株当たり当期純利益}} \times 100$$

株主資本当期純利益率

$$= \frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(\text{期首株主資本} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\}} \times 100$$

$$\text{株主資本配当率} = \frac{\text{普通株式配当金総額}}{\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}} \times 100$$

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

平成18年3月20日 第2回第一種優先株式(26,000千株)発行 発行総額 18,200百万円
 同上 第3回第一種優先株式(10,000千株)発行 発行総額 7,000百万円

(4) 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	株式会社紀陽銀行			当社
	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成18年3月期
始 値	211円	211円	221円	332円
高 値	221円	314円	368円	361円
安 値	165円	193円	193円	295円
終 値	210円	221円	319円	329円
株価収益率	9.29倍	18.66倍	-	-

- (注) 1. 当社は平成18年2月1日に設立され、同日、東京証券取引所および大阪証券取引所に上場いたしました。当社の平成18年3月期の株価につきましては、平成18年2月1日より平成18年3月31日までの株価推移を記載しております。
2. ご参考のため子銀行である株式会社紀陽銀行の過去3決算期間の株価を記載しております。株式会社紀陽銀行の平成18年3月期の株価は株式移転のための上場廃止日である平成18年1月25日までの株価推移を記載しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。

5. その他

(1) 優先株式による潜在株式情報等

今回発行する優先株式は普通株式を対価とする取得請求権付優先株式であります。「経営強化計画」の着実な実践により安定した利益を確保し、自己資本の充実を図ることで、公的資金優先株式の自己株取得による早期返済を目指す所存であります。

なお、既存優先株式による潜在株式については以下のとおりです。

(平成18年10月20日現在)

	発行優先株式数	発行価額	現行取得価額	潜在株式数
第一種優先株式	266,000株	700円	326円50銭	570,290株
第2回第一種優先株式	22,500,000株	700円	173円60銭	90,725,806株
第3回第一種優先株式	5,200,000株	700円	173円60銭	20,967,741株
第二種優先株式	5,830,000株	500円	519円50銭	5,611,164株
第三種優先株式	24,000,000株	500円	327円30銭	36,663,611株

- (注) 1. 第2回第一種優先株式のうち500,000株および第二種優先株式のうち190,000株については、既に取得請求があり現在は自己株式となっております。
2. 第三種優先株式は子銀行である紀陽銀行が全株を保有しております。

3. 各優先株式の取得価額の修正日および一斉取得日は以下のとおりです。

	取得価額修正日	一斉取得日
第一種優先株式	毎年1月31日	平成22年1月31日
第2回第一種優先株式	毎月第3金曜日	平成22年1月31日
第3回第一種優先株式	毎月第3金曜日	平成22年1月31日
第二種優先株式	毎年10月1日	平成23年10月1日
第三種優先株式	毎年3月31日	平成26年4月1日

(2) 割当予定先の概要

(平成18年10月26日現在)

割当予定先の氏名または名称	株式会社整理回収機構	
割当株式数	45,000,000株	
払込金額	31,500,000,000円	
割当予定 先の内容	住所	東京都中野区本町2丁目4番1号
	代表者の氏名	代表取締役社長 奥野 善彦
	資本の額	212,000,000,000円
	事業の内容	金融業
	大株主および持株比率	預金保険機構 100%
当社との 関係	出資関係	なし
	取引関係等	なし
	人的関係等	なし

以上